

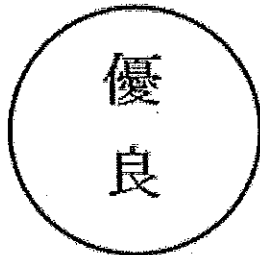
# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都府中市八幡町一丁目17番14

氏 名 昭和建設株式会社

(法人にあつては  
名称及び代表者  
の氏名)

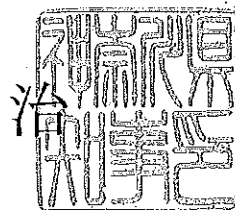
代表取締役 入角 博道



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐 治



許可の年月日	平成 29年 3月 30日
(初回許可年月日	平成 24年 3月 30日)
許可の有効年月日	平成 36年 3月 29日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬 (積替・保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

※ 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

※ 「石綿含有産業廃棄物を含む。」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新及び変更の状況  
平成29年 3月30日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載。